

J R 東海労申第 3 4 号
2 0 2 0 年 4 月 2 3 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

「新型コロナウイルスの影響による運転計画の見直し」に関する申し入れ

会社は4月20日、ホームページにおいて「新型コロナウイルスの影響による列車の一部運休及び運転計画の見直し」とした「お知らせ」を行った。これによると、対象期間は4月24日から当面の間とし、運転計画概要として「定期列車の運行を今後も継続」「臨時列車は全て運転を取りやめる」としている。

しかし会社は、J R 東海労に対して具体的な運転計画の見直しなどについて一切説明を行っていない。これは労働組合を軽視した態度と言わざるをえない。

また、職場では8日以降、会社から在宅勤務が指定されている組合員が多く存在しているが、J R 東海労はコロナウイルス感染防止の観点から、全ての職場において可能な限り在宅勤務を行うべきと考える。

さらに厚生労働省は、妊婦が肺炎に罹った場合は妊娠していないときに比べて重症化する可能性があるとして、各企業に対して妊娠中の女性労働者への配慮を要請している。会社は妊娠中の女性社員に対して、万全の新型コロナウイルス感染防止策を取るべきであると考えます。

従って、下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 「運転計画の見直し」について、なぜ労働組合に説明しないのか明らかにすると共に、具体的な「運転計画の見直し」を労働組合に説明すること。
2. 「定期列車」と「臨時列車」の区分を明らかにすること。また、「季節列車」の区分があるのかを明らかにすること。
3. 「運転計画の見直し」により運休となる新幹線と在来線の全列車を明らかにすること。
4. 「運転計画の見直し」により在宅勤務となる新幹線と在来線の行路および、人数を運輸区所毎に明らかにすること。

5. 「運転計画の見直し」が車両運用および、車両検査計画、業務量の増減にどのように波及するのか具体的に説明すること。必要となる車両数が減少するのであれば、検査計画等の見直しを行ったうえで、コロナウイルス感染症の感染防止の観点から車両関係社員の在宅勤務の拡大を行うこと。
6. 非現業・現業の日勤職場や乗務員職場だけでなく全ての職場においても、安全を確保した上で業務を見直し、コロナウイルス感染症の感染防止の観点から在宅勤務の拡大を行うこと。
7. 「運転計画の見直し」による運休や業務の見直し等で在宅勤務が指定された場合は、4月8日に遡って、所定の勤務に就いていれば支給された「夜勤手当」「準夜勤手当」を支給すること。
8. あらためて「在宅勤務」が指定された日に対して、保存休暇の取得を認めること。
9. 厚生労働省は各企業に対して「妊娠中の女性労働者などへの配慮について」として「有給の特別休暇制度の導入」「テレワークや時差出勤の積極的な活用の促進」などを実施するよう求めている。会社として上記を実施しているのか明らかにすること。また、実施していない場合は早急に実施すること。

以 上